

1 めざすべき社会像

人は年齢を重ねていくと、老いを実感したり、何らかの病気にかかることを避けることができません。そのような中、できる限り自立した QOL（クオリティ・オブ・ライフ）の高い生活を保ち続けられることが望まれています。高齢者がいくつになっても、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域でいきいきと活動的に生活できるように、心のふれあいや支えあいの中で、安心して生活できるような社会を築いていくことが重要です。

本市においては、これまでの計画においてめざすべき社会像を定めてきましたが、本計画においてもこれらの基本的な考え方を踏襲した上で、団塊の世代のすべてが 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）、さらに高齢化が進み、人口構造の大きな変化による医療・介護などの社会保障費の給付が増大していく 2040 年を見据え、市民一人ひとりが介護を自らの問題としてとらえ、これまでの対応のみでは課題解決が困難であることを認識し、地域をあげて取り組みを進めていくことにより、支えあい、ともに幸せに生きることができる「泉南市らしい地域包括ケアシステム」を築くための施策の展開を図ります。

【基本理念】

①積極的な健康づくりといきがいをもって暮らせるまちづくり

長い高齢期を健康に、活動的に暮らせるように、若年期から老年期までの一体的な健康づくりを重視し、生活習慣病等の疾病予防や心身の機能低下の予防を進めるとともに、本人の自由な選択によって、就業や創作活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等幅広く社会参加できるよう努めます。

②人権尊重を基本とした自立支援とこころふれあうまちづくり

人権尊重の理念を基調に、地域が資源として持っている自助・互助・共助・公助の役割分担を明確にし、それぞれにかかる多様なサービスが有機的に連携することで、支援や介護が必要になった場合にも、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、適切な保健・医療・福祉・介護サービスを提供し、子どもから高齢者まで地域の人々が支えあう小地域ネットワーク活動の促進と、地域で支える地域包括ケアシステムの実現をめざします。

また、高齢者やその家族がサービスを適切に利用できるように、情報提供や相談、権利擁護等利用者本位の体制づくりをめざします。

【めざすべき社会像】

WAO(輪を)！SENNANの発展による、活力ある長寿社会
～地域包括ケア体制の構築に向けて～

2 計画の基本目標

2025年の高齢化のさらなる進行を見据えるとともに、第7期計画における重点課題を解決し、また、本市の地域包括ケア体制を構築していくために、以下の基本目標と5つの基本目標の下に高齢者保健福祉及び介護保険にかかる取り組み・事業の総合的な推進を図ります。

基本目標 1 地域共生社会を見据えたWAO（輪を）！SENNANの発展

本市では、市内の誰もが認知症について正しい知識をもち、認知症の方や介護をしている家族を支える手だてを知り、認知症を発症しても在宅で安心して暮らしを継続できるように、地域ぐるみで支援を行える体制づくり「W（忘れてもだいじょうぶ）A（あんしんと）O（おもいやりの町）せんなん」の実現をめざし、様々な取り組みを進めています。

第6期計画では、「WAO（輪を）！SENNAN」の実現に向け、高齢者が要介護状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるように、市内に4圏域ある日常生活圏域を基盤として、地域における「自助・互助・共助・公助」に関する地域資源の有機的な連携により、生活に必要な様々なサービスを適切に提供することができる「地域包括ケア体制」の確立に努めてきました。

本計画では、「WAO（輪を）！SENNAN」を発展させ、地域共生社会の実現に向けた更なる地域包括ケアシステムの深化・推進に努めていきます。

（1）地域包括支援センター機能強化と地域における社会資源の充実

（2）地域包括ケアシステムの整備

【施策の展開】 （3）医療と介護の連携の強化

（4）WAO（輪を）！プロジェクトの推進

（5）地域共生社会の推進



基本目標 2 自助・互助の地域づくりの推進

近年増加が著しいひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者、引きこもり高齢者等支援を要する高齢者やその家族が安心して暮らせるように、見守りや相談、権利擁護、認知症対策を進めていきます。特に認知症高齢者のケアについては、認知症高齢者とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための市独自の連携の仕組みの確立に努めていきます。

【施策の展開】

- (1) 認知症対策の推進【WAO（輪を）！SENNANの実現】
- (2) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
- (3) 家族介護支援の充実
- (4) 高齢者支援と生活支援体制の充実

基本目標 3 生涯にわたる健康づくり・予防対策の推進

高齢期を健康でいきいきと暮らせるように、また、寝たきりにならないように、壮年期の疾病や機能低下の予防をはじめ、総合事業の発展による、介護予防サービスの効果的な提供を図っていきます。

あわせて、支援や介護が必要になった場合、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、あるいは機能低下を可能な限り遅らせるように、福祉サービスや介護サービスの効果的な活用を図るなど、健康寿命延伸の取り組みの効果が、点から線、そして面に広がるように努めていきます。

【施策の展開】

- (1) 健康づくり・生活習慣病等疾病予防の推進
- (2) 介護予防の効果的な推進
- (3) 重度化防止の推進

基本目標 4 いきがいと安心のある暮らしづくりの推進

超高齢社会を豊かで活力ある長寿社会とするため、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験や知識、技能を活かして、積極的な役割を果たしていけるよう、関係機関や地域団体等の連携・協力により、高齢者にふさわしい仕事や創作活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等の促進を図っていきます。

また、高齢者が犯罪や災害、事故等にあわないように、関係機関や地域団体等の連携・協力により、安心して生活できる生活環境整備や地域づくりを進めます。

あわせて、高齢者の身体機能の低下等に配慮し、元気にいきいきと暮らしていくことのできる環境づくりのため、住環境を含めた生活環境の障害の除去（バリアフリー化）やすべての人々に利用しやすい環境と製品のデザイン（ユニバーサル・デザイン）の推進に努めていきます。

【施策の展開】

- (1) いきがいづくりの推進
- (2) 安心して暮らせる住環境の整備
- (3) 高齢者ライフセーフティネットの強化
- (4) 防犯・防災体制の整備

基本目標 5 持続可能な介護サービスの充実・強化

支援や介護を要する高齢者等に対して適切なサービスが提供されるように、サービス従事者の専門的資質の向上を図るとともに、事業者に対してサービスの自己評価の取り組みや事業者情報を積極的に開示するよう、働きかけます。また、介護サービスの需要増加が見込まれる中で、介護が必要な人の受け皿として、身近な地域において高齢者を支援する介護人材の育成・確保に努めていきます。

また、退院後、住み慣れた地域において、自立した生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・介護サービスの切れ目ない連携強化を進めていきます。

【施策の展開】

- (1) 介護サービス従事者の資質の向上と介護サービスの適正な運用
- (2) 適切な要介護等認定
- (3) 介護給付の適正化
- (4) サービス評価システムの構築
- (5) 関係機関・団体等との連携の強化
- (6) 福祉・介護人材の確保

基本目標 6 利用者支援方策の推進

高齢化率の上昇により、要介護認定者数やサービスに対する需要が増加していく中で、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を続けられるようなサービス提供体制の充実を図っていきます。

また、要介護状態になった場合にも、在宅において適切なサービスを受けることができるように、各種サービスの周知を図るとともに、介護保険制度についての周知の徹底を図っていきます。

あわせて、高齢者やその家族が安心して必要なサービスを利用できるように、関係機関や団体等の連携・協力により、身近な地域における相談・苦情対応の強化を図っていきます。

さらに、公平・公正で適切な要介護認定を行うように、認定調査事務の実施体制の強化を図るとともに、介護認定審査会委員及び認定調査員に対する研修の充実を図っていきます。

- 【施策の展開】
- (1) 制度周知の徹底
 - (2) 相談・苦情、事故発生時の適切な対応
 - (3) 低所得者対策の推進
 - (4) 計画の円滑な推進

WAO (輪を) ! SENNAN

W … 忘れても だいじょうぶ
A … あんしんと
O … おもいやりの町
せんなん

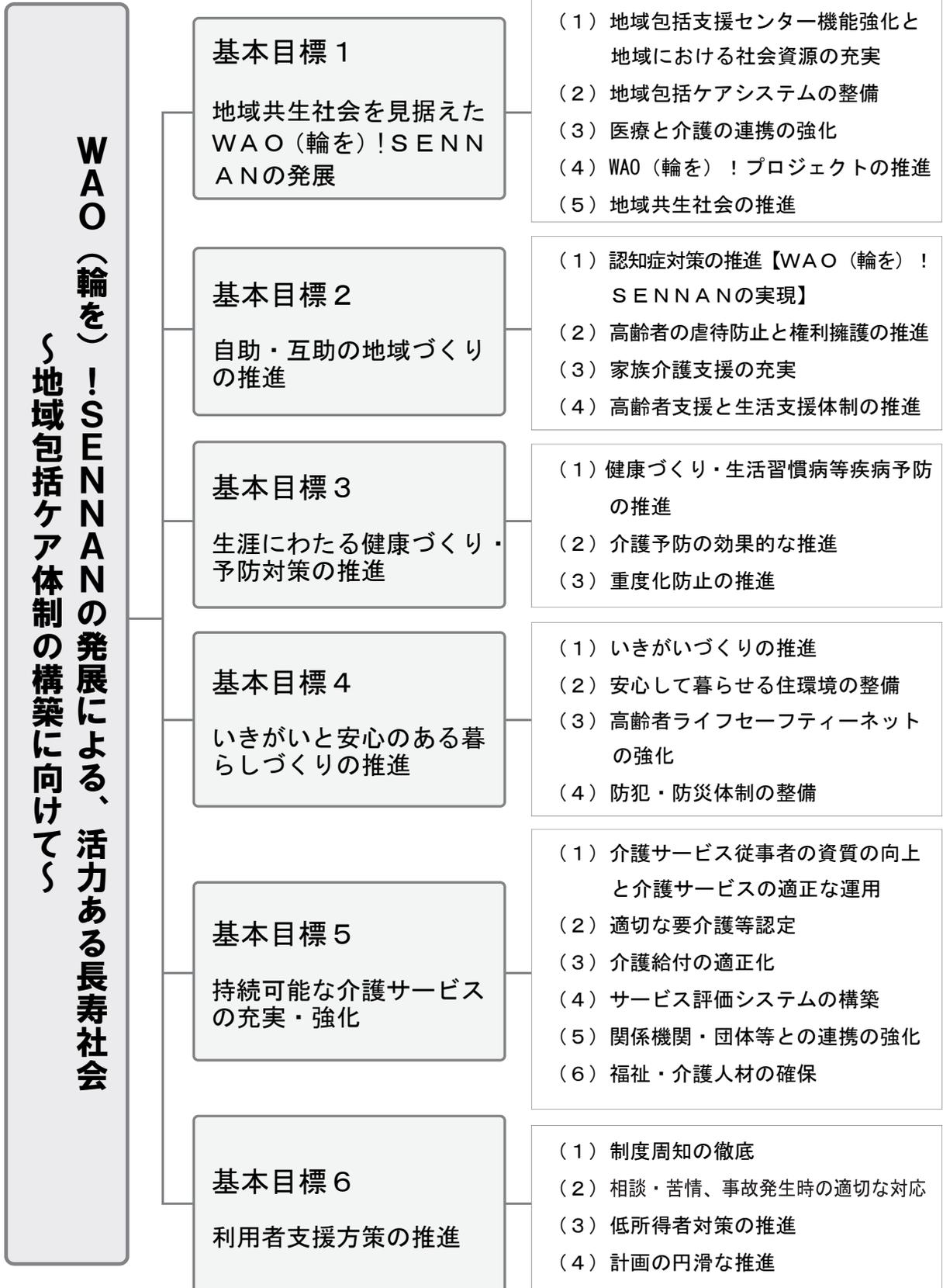


3 施策の体系

【めざすべき社会像】

【基本目標】

【施策の展開】

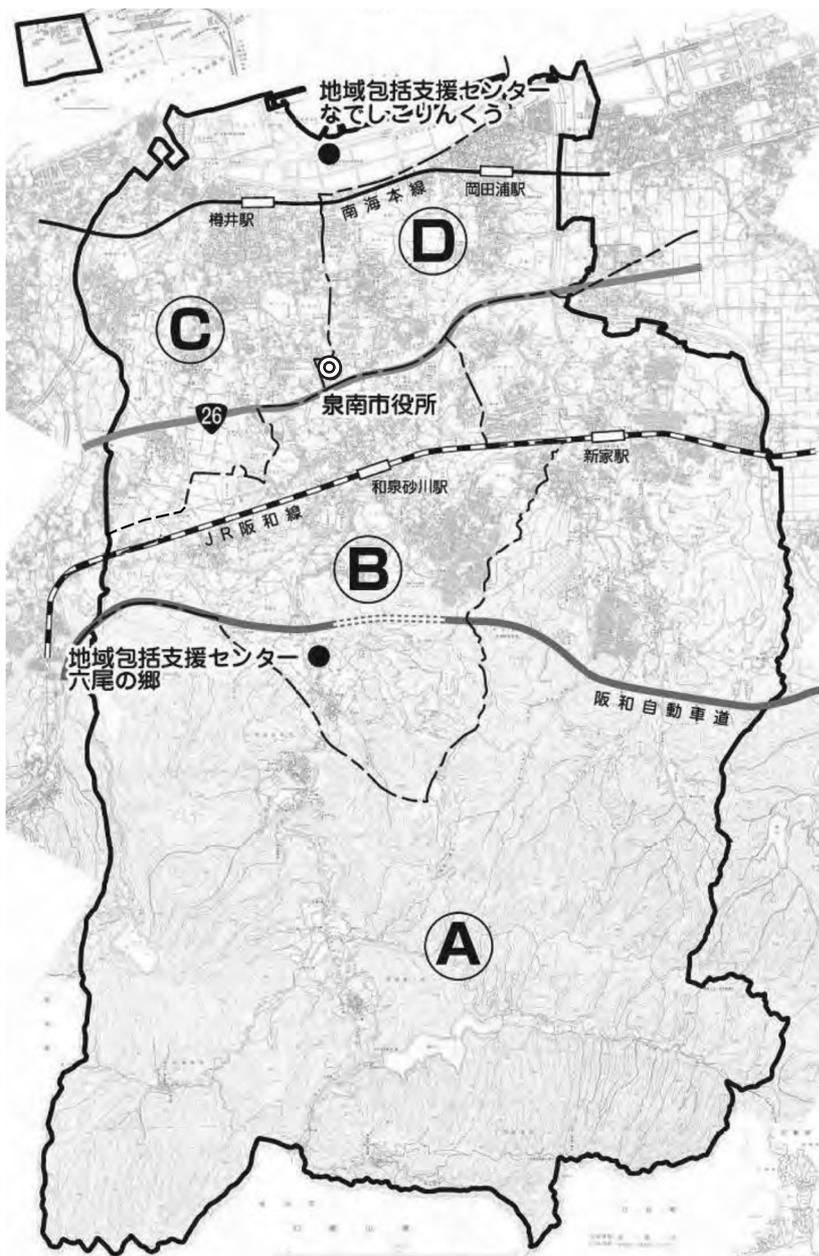


4 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域です。

本市では、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、各種関係機関への連絡調整等を担ってきた在宅介護支援センターの実績を踏まえ、その担当エリアを基本にした4つの圏域を設定しています。

4つの圏域には、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「地域包括支援センター」を2箇所設置しています。



【担当地域包括支援センター】

A・B圏域：

地域包括支援センター六尾の郷

C・D圏域：

地域包括支援センター

なでしこりんくう